

# 明るい 『訪問介護』 ニュース

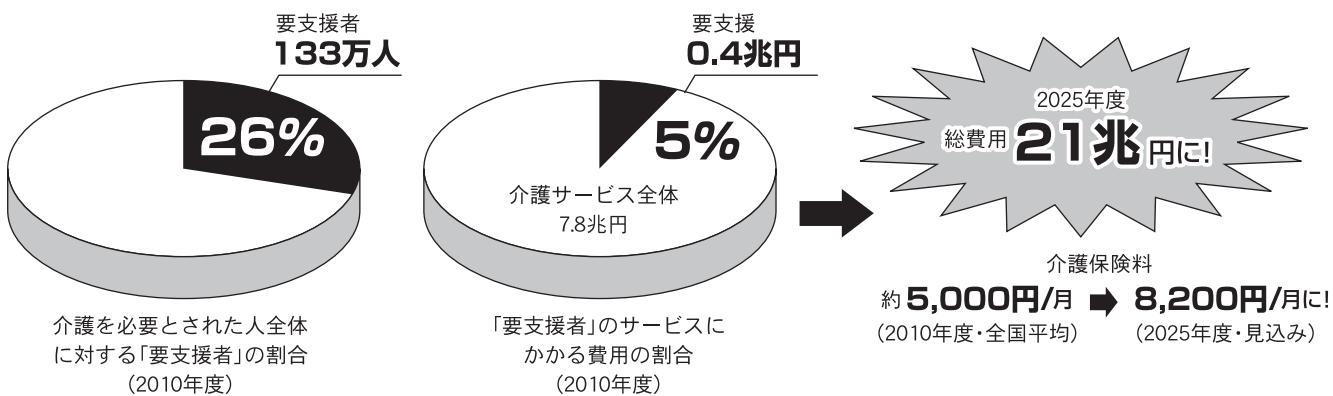
No.003 2014年3月号

発行：特定非営利活動法人つむぎ  
〒632-0074 奈良県天理市東井戸堂町372-1

# 訪問介護事業所、 さらなる苦境に！？

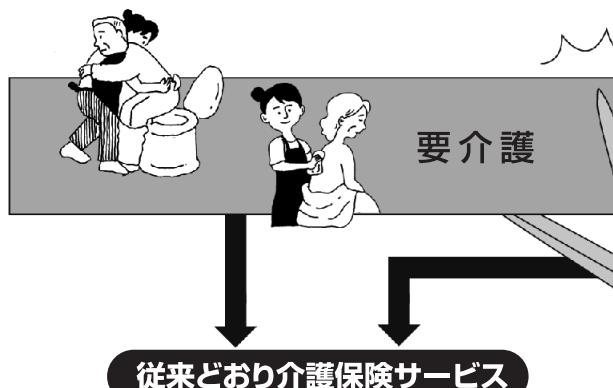
わたしたち訪問介護事業所は、介護保険制度改定のたびに苦境にたたされてきました。それに追い討ちをかけるような2015年改定の本格議論はすでに始まっています。その概略は前回ご紹介したとおりですが、実態は「介護保険から“軽度”を切り離す」すなわち、介護報酬抑制のための施策を中心に行われているのです。ますます厳しくなる状況の中、訪問介護事業はどう生き残りをはかるべきなのでしょうか？

## 表向きは「介護保険料の上昇を抑える」ため、しかし…！

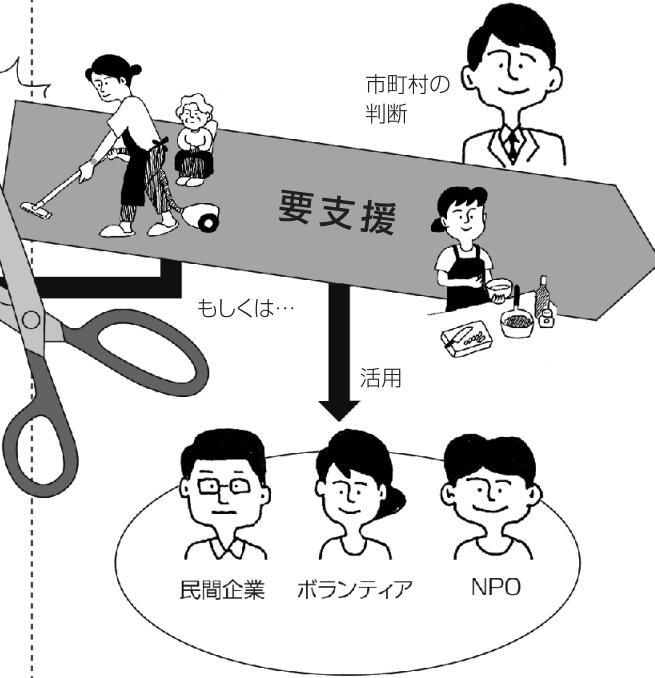


軽度者を切り離すような改定が行われると、「要支援」の認定をうけた利用者を、保険者（市町村や地域包括支援センター）の判断によって、「予防給付」にするか、「生活支援サービス」にするか決められます。すなわち、軽度な「要介護者」が保険サービスを受けられなくなることも、多く発生するのです。

### ■介護保険のサービス



### ■市町村の事業



名目上、介護保険料の上昇を抑えることが狙いとなっていますが、裏をかえせば、

- (1)要支援者の、介護保険サービスからの切り離し
- (2)市町村の財政などの都合による判断
- (3)地域によって、サービスの質・内容に大きな格差
- (4)無資格のボランティアによるサービス  
(責任所在が曖昧に)の可能性
- (5)訪問介護事業所が経営難に  
などのデメリットが生じます。